

## □赤川河川緑地の利用について

### ≪使用方法≫

1. 予約がない状況であればどなたでもご利用いただけます。ゆずりあって使用して下さい。
2. 各グラウンドや広場を、団体又は個人で確実に使用したい場合は「都市公園・公園施設使用許可申請」を下記まで提出して下さい。
3. 使用料は無料となりますが、営利目的の場合などは使用料が発生する場合がありますので、下記までお問合せください。

### ≪使用申請について≫

- ① 申請については、使用する前月の1日(土日祝日の場合は翌営業日)から可能です。ただし、各種競技団体の大会等であらかじめ予約が入っている場合があります。
- ② 電話にて仮予約を受付しますが、使用2日前までに下記までお越しいただき、その場で申請手続きを行ってください。(その場で許可書が交付されます)
- ③ 予約状況を確認したい場合は、お手数ですが下記までお問い合わせください。
- ④ 仮予約をし、使用の2日前(土日祝日の場合は、前々営業日)まで申請書の提出がない場合は、取り消しとなりますのでご注意ください。
- ⑤ 許可書の交付を受けた方は、使用する際に許可書を携帯するようお願いいたします。
- ⑥ 使用時間については、所属団体等の規則に則した時間としてください。

## 《使用に当たっての基本的留意事項》

- 1) 催物等で使用する場合は、警察、消防署等に対する必要な届出又は連絡は事前に申請者側で行ってください。
- 2) 多数の利用者が予想される場合は、事故等を防止するために責任者を明確にし、安全に利用できるような体制づくりをしてください。
- 3) 施設、設備、器具等は大切に取り扱いってください。利用者の故意又は過失によって破損、紛失した場合は弁償していただきます。
- 4) 使用を許可されていない施設、設備、器具等は使用しないでください。
- 5) 草地や芝生で火気の使用はしないでください。また、芋煮会などで火気を使用する場合も直火(焚火)行為はせず、火気の使用に適した設備を使用してください。
- 6) 許可なく物品等の販売又は金品の寄附、若しくは募金等の行為はしないでください。
- 7) その他、他人に迷惑を及ぼす行為はしないでください。
- 8) 使用後は、使用した施設、設備、器具等の整理、清掃等を行うとともに、ゴミは必ず持ち帰ってください。
- 9) 赤川の増水に注意し、水防団待機水位を超過した場合は、ただちに使用を中止し、河川敷きより退去してください。上流での降雨等により水位が上昇する場合があります。なお、河川情報は山形県河川・砂防情報(<http://www.kasen.pref.yamagata.jp/>)などで確認できます。

### 【問い合わせ】

鶴岡市都市計画課公園緑地係

TEL:25-2111 内線465、466

(問い合わせ時間 平日8:30~17:15)